

# 規制の事前評価書

法令案の名称：電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案

規制の名称：公正競争の確保に関する規定の整備（市場支配的事業者に対する規制の追加等）

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課

評価実施時期：令和7年3月

## 1 規制の必要性・有効性

### 【新設・拡充】

#### <法令案の要旨>

(1) 市場支配的事業者に対する卸役務関連情報の目的外利用・提供の禁止

- ・その設置する電気通信設備が固定通信で一定の加入者回線シェアを占める電気通信事業者（以下「一種指定事業者」という。）及びその設置する電気通信設備が移動通信で一定の端末シェアを占める電気通信事業者（以下「二種指定事業者」という。）のうち営業収益のシェア等の高い事業者（以下これらを総称して「市場支配的事業者」という。）は、卸電気通信役務（電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務をいう。以下同じ。）の提供の業務に関して知り得た卸電気通信役務を利用する電気通信事業者やその利用者に関する情報（以下「卸役務関連情報」という。）について、その業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならないこととする。

(2) 一種指定事業者と特定関係事業者との間の兼職、取引等に係る規制の追加

- ・一種指定事業者とグループ内の特定の電気通信事業者（以下「特定関係事業者」という。）との間の兼職、取引等に係る規制を追加することとする。

(3) 市場支配的事業者とそのグループ内の電気通信事業者が合併等をする場合における電気通信事業の登録の更新に係る規律の適用

- ・電気通信事業の登録の更新を受けることが必要になる事由として、市場支配的事業者がグループ内の特定の電気通信事業を営む法人と合併、事業承継又は事業譲渡（以下「合併等」という。）をした場合を追加することとする。

#### <規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- ・電気通信事業法では、電気通信事業の特性（高い公共性及び自然独占性）に鑑み、その目的として電気通信事業の公正な競争の促進を規定し、主に以下の規律を設けている。
  - ① 一種指定事業者又は二種指定事業者に対する接続約款の認同等
  - ② 市場支配的事業者に対する接続関連情報の目的外利用・提供、一種指定事業者と特定関係事業者の役員の兼任等、不当な競争を引き起こす蓋然性が高い類型的行為の禁止（以下「禁止行為規制」という。）

③ 一種指定事業者及び二種指定事業者が、一定の規模以上のグループ外の法人と合併等をする場合における電気通信事業の登録の更新

- ・このような中、近年、電気通信分野の技術革新は著しく、電気通信事業者は、利用者の需要に即した多様な電気通信役務の提供が求められているところ、以下の市場環境の変化が生じていることから、公正競争の確保に関する規定を見直す必要がある。

(1) 市場支配的事業者に対する卸役務関連情報の目的外利用・提供の禁止

- ・卸電気通信役務の提供について、電気通信事業者の参入が進む中でネットワーク構築の柔軟性を高めるため、現在、卸電気通信役務の提供を相対協議により広く行うことができるようにする制度が導入されている。
- ・近年の卸電気通信役務の利用拡大により、その主要な提供元である市場支配的事業者に卸役務関連情報が集中しているところ、顧客競争の激化の中でこれを流用する蓋然性が高まっている。

(2) 一種指定事業者と特定関係事業者との間の兼職、取引等に係る規制の追加

- ・卸役務関連情報の流用や競争阻害的な取引等の蓋然性が高まっているため、その構造的な温床となる従業者や役員との兼職について、その禁止を徹底する必要性が高まっている。
- ・多様な電気通信役務の提供が求められており、市場支配的事業者についてもその取引が増加している中、現在禁止されている取引以外の取引について、特定関係事業者に対してのみ有利な条件で取引を行う等、取引を通じた不当な補助等が行われる蓋然性が高まっている。

(3) 市場支配的事業者とそのグループ内の電気通信事業者が合併等をする場合における電気通信事業の登録の更新に係る規律の適用

- ・近年、市場支配的事業者が属する企業グループにおいて、頻繁にグループ再編が行われている。
- ・市場支配的事業者と禁止行為規制により禁止される行為の相手方であるグループ内の電気通信事業者との間で合併等をした場合には、当該グループ内の電気通信事業者との間で遵守されてきた禁止行為規制が適用されなくなる等により、公正な競争を阻害する行為がなされる蓋然性が高まっている。

### <必要となる規制新設・拡充の内容>

(1) 市場支配的事業者に対する卸役務関連情報の目的外利用・提供の禁止

- ・市場支配的事業者は、卸役務関連情報について、卸電気通信役務の提供の業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならないこととする。

(2) 一種指定事業者と特定関係事業者との間の兼職、取引等に係る規制の追加

- ・一種指定事業者について、以下の行為等を禁止することとする。
  - ① 特定関係事業者との間での取締役、執行役その他業務を執行する役員・従業者間、従業者間の兼職
  - ② 特定関係事業者との間で行う電気通信業務に関する取引であって、その条件が一種指定事業者の取引の通常条件に比して当該特定関係事業者に有利なものであることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある取引

(3) 市場支配的事業者とそのグループ内の電気通信事業者が合併等をする場合における電気通信事業の登録の更新に係る規律の適用

- ・電気通信事業の登録の更新を受けることが必要となる事由として、市場支配的事業者として新たに指定をされた場合や、グループ内の他の電気通信事業者と合併等をした場合を追加することとする。

## 2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

### 【新設・拡充】

#### ＜その他の規制手段の検討状況＞

■検討した □検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

（1）市場支配的事業者に対する卸役務関連情報の目的外利用・提供の禁止

- ・市場支配的事業者について、卸役務関連情報の利用・提供自体を禁止することもあり得るが、卸電気通信役務を利用する電気通信事業者の利用者の住所等を利用して、卸電気通信役務の提供可能エリア内であるかどうか確認する等、卸電気通信役務の提供に当たり必要な業務に支障が及ぶことから、適当ではない。

（2）一種指定事業者と特定関係事業者との間の兼職、取引等に係る規制の追加

- ・兼職規制については、全ての役員・従業員について兼職を禁止することもあり得るが、職業選択の自由に対する制限の程度が強くなるようにする必要があるので、適当ではない。
- ・取引規制については、総務大臣の承認を受けた場合に限り、特定関係事業者との間の取引を認めることもあり得るが、グループ内の取引の全般を事前に規制することとなり過剰な規制であること、一種指定事業者側に申請作業等の事務的負担が生じ、総務省側もこれを審査する負担が生じることから、適当ではない。

（3）市場支配的事業者とそのグループ内の電気通信事業者が合併等をする場合における電気通信事業の登録の更新に係る規律の適用

- ・市場支配的事業者について、グループ内の法人との合併等のタイミングだけではなく、一定期間ごとに登録の更新を求めることとすることもあり得るが、定期的な登録の更新に必要な申請作業等を行う事務的負担が生じ、総務省側でもこれを定期的に審査しなければならず、事務的負担が発生することから、適当ではない。

#### ＜その他非規制手段の検討状況＞

□非規制手段を全く導入しておらず、今回初めて検討した

■非規制手段を全く導入しておらず、今回も検討しなかった

□非規制手段を既に導入しているが、別途の非規制手段も検討した

□非規制手段を既に導入しているため、検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容）

- ・卸電気通信役務の利用拡大による市場支配的事業者への卸役務関連情報の集中、多様な電気通信役務の需要の高まり、市場支配的事業者が属する企業グループにおける頻繁なグループ再編等、市場環境が変化する中で、ひとたび電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害する行為が行われた場合には、事後的に是正することは困難であることから、規制を新設する必要がある。

### 3 効果（課題の解消・予防）の把握

#### 【新設・拡充】

- ・本制度により電気通信事業者間の適正な競争関係の確保を図ることが可能となるが、これを定量的に把握することは困難であることから、事後評価の際には、上記（１）から（３）までの規律の違反による業務改善命令等の件数を３年分把握することにより、検証する。

### 4 負担の把握

#### 【新設・拡充】

##### <遵守費用>

（１）市場支配的事業者に対する卸役務関連情報の目的外利用・提供の禁止

- ・規制を遵守する体制を整備するためのコスト等が発生することとなるが、既存の法令遵守等のための体制の中で対応することが可能であるため、追加的な遵守費用は発生しないか、あっても約４万円／年と推計され、限定的である。

$2,660 \text{ 円 (担当者時給※1)} \times 5 \text{ 時間 (体制整備の検討に要する時間)} \times 3 \text{ 人 (実際に作業を行うと考えられる人数)} = 39,900 \text{ 円}$

（２）一種指定事業者と特定関係事業者との間の兼職、取引等に係る規制の追加

- ・規制を遵守する体制を整備するためのコスト、人事や取引等に制限を受けることによる事業運営上の負担等が発生することとなるが、既存の法令遵守等のための体制の中で対応することが可能であるため追加的な遵守費用は発生しないか、あっても約８万円／年と推計され、限定的である。

$2,660 \text{ 円 (担当者時給※1)} \times 10 \text{ 時間 (体制整備の検討に要する時間)} \times 3 \text{ 人 (実際に作業を行うと考えられる人数)} = 79,800 \text{ 円}$

（３）市場支配的事業者とそのグループ内の電気通信事業者が合併等をする場合における電気通信事業の登録の更新に係る規律の適用

- ・申請作業等に係るコストが発生することとなるが、遵守費用について以下のとおり推計を行ったところ、遵守費用全体として約４２万円／年と推計され、限定的である。

登録の更新の申請に関する費用は、 $140,120 \text{ 円/件}$ である。仮に申請を行う件数を１年当たり３件と仮定すると、全体における申請に要する費用は $420,360 \text{ 円}$ である。

$2,660 \text{ 円 (担当者時給※1)} \times 16 \text{ 時間 (申請書の作成に要する時間)} \times 2 \text{ 人 (実際に作業を行うと考えられる人数)} = 85,120 \text{ 円}$

１件当たり手数料  $55,000 \text{ 円}$

（※１）  $4,595,000 \text{ 円 (令和5年分民間給与実態統計調査 (国税庁) の平均給与額 (年間))} \div 1,726 \text{ 時間 (令和5年労働統計要覧 (厚生労働省) の年間総労働時間数)} \approx 2,660 \text{ 円}$

##### <行政費用>

（１）市場支配的事業者に対する卸役務関連情報の目的外利用・提供の禁止

・市場支配的事業者による違反行為がないか監督する必要があるが、報告徴求等の既存の枠組みの中で対応することが可能であるため、追加的な行政費用は発生しないか、あっても約2万円/年と推計され、限定的である。

3,310円（担当者時給※2）×2時間（規制の遵守状況の確認に要する時間）×3人（担当者の人数）＝19,860円

（2）一種指定事業者と特定関係事業者との間の兼職、取引等に係る規制の追加

・一種指定事業者による違反行為がないか監督する必要があるが、規制の遵守状況報告等の既存の枠組みの中で対応することが可能であるため、追加的な行政費用は発生しないか、あっても約3万円/年と推計され、限定的である。

3,310円（担当者時給※2）×3時間（規制の遵守状況の確認に要する時間）×3人（担当者の人数）＝29,790円

（3）市場支配的事業者とそのグループ内の電気通信事業者が合併等をする場合における電気通信事業の登録の更新に係る規律の適用

・総務大臣に対して、登録の更新の申請があった場合には、当該登録の更新の審査を行うための行政費用が新たに発生することとなるが、当該行政費用は約8万円/年と推計され、限定的である。

3,310円（担当者時給※2）×4時間（1件当たりの対応に要する費用）×2人（担当者の人数）×3件（1年間に申請を行う件数）＝79,440円

（※2） 6,666,248円（国家公務員の給与（令和6年版）（内閣人事局））÷2,015時間（7.75時間×5日×52週）≒3,310円

#### <その他の負担>

・現時点で想定されるその他の負担はない。

## 5 利害関係者からの意見聴取

### 【新設・拡充】

■意見聴取した 意見聴取しなかった

#### <主な意見内容と今後調整を要する論点>

（1）市場支配的事業者に対する卸役務関連情報の目的外利用・提供の禁止

・卸電気通信役務の提供の規律は接続の規律よりも緩く、卸役務関連情報の目的外利用・提供等、公正競争維持の観点から重大な懸念があることから、接続の規律と同等の規律が必要。

（2）一種指定事業者と特定関係事業者との間の兼職、取引等に係る規制の追加

・各種取引条件等の公平性の確保、在籍出向及び役員兼任の禁止等については、法的安定性の担保やその実効性の確保のため、法的位置付けを与えるべき。

(3) 市場支配的事業者とそのグループ内の電気通信事業者が合併等をする場合における電気通信事業の登録の更新に係る規律の適用

- ・市場支配的事業者とその企業グループの合併審査の強化について賛同。

**<関連する会合の名称、開催日>**

- ①情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会 (令和5年9月～令和6年11月開催)
- ②情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会 公正競争ワーキンググループ (令和6年1月～10月開催)

**<関連する会合の議事録の公表>**

- ①[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/policyreports/joho\\_tsusin/tsusin\\_seisaku/index.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/tsusin_seisaku/index.html)
- ②[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/policyreports/joho\\_tsusin/tsusin\\_seisaku/kouseikyousou\\_wg.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/tsusin_seisaku/kouseikyousou_wg.html)

**6 事後評価の実施時期**

**【新設・拡充】**

- ・施行後3年を目途として改正法の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。